

13 奨学金及び授業料の減免制度

(1) 奨学金等貸付金貸与制度

	奨 学 金		遠 距 離 通 学 費	定時制通信制課程修学奨励金	日 本 育 英 会 奨 学 金																																													
貸与月額額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>公立</td> <td>私立</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>17,000円</td> <td>—</td> </tr> </table>		公立	私立	1年	18,000円	30,000円	2年	18,000円	30,000円	3年	18,000円	30,000円	4年	17,000円	—	1年～4年 通学費等の月額7/10 (千円未満の端数切り捨て、 上限26,000円)		定時制及び通信制 1年 14,000円 2年 14,000円 3年 14,000円 4年 13,000円	(自宅) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>公立</td> <td>私立</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>18,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>17,000円</td> <td>—</td> </tr> </table> (自宅外) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>公立</td> <td>私立</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>23,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>23,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>23,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>22,000円</td> <td>—</td> </tr> </table>		公立	私立	1年	18,000円	30,000円	2年	18,000円	30,000円	3年	18,000円	30,000円	4年	17,000円	—		公立	私立	1年	23,000円	35,000円	2年	23,000円	35,000円	3年	23,000円	35,000円	4年	22,000円	—
	公立	私立																																																
1年	18,000円	30,000円																																																
2年	18,000円	30,000円																																																
3年	18,000円	30,000円																																																
4年	17,000円	—																																																
	公立	私立																																																
1年	18,000円	30,000円																																																
2年	18,000円	30,000円																																																
3年	18,000円	30,000円																																																
4年	17,000円	—																																																
	公立	私立																																																
1年	23,000円	35,000円																																																
2年	23,000円	35,000円																																																
3年	23,000円	35,000円																																																
4年	22,000円	—																																																
貸与対象者	<ul style="list-style-type: none"> 県内に居住し、県内の高等学校に在学する者であること 経済的理由により修学が困難であること 成績優秀であること 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の属する世帯の総収入額が生活保護基準額の1.5倍以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に居住し、県内の高等学校に在学する者であること 経済的理由により修学が困難であること 通学費等が月額8,000円以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に居住し、県内の定時制課程か、あるいは通信制課程に在学する者であること 経済的理由により修学が困難であること 経常的収入を得る職業に就いている者であること 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校に在学する者であること 経済的理由により修学が困難であること 成績が優秀であること 																																													
償還期間	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間 		<ul style="list-style-type: none"> 卒業後1年据え置き、貸与期間の3倍の期間 	<ul style="list-style-type: none"> 退学等後6月据え置き、貸与期間の相当期間 卒業した場合償還免除 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後6月据え置き、20年以内 																																													
利子	<ul style="list-style-type: none"> 無利子 		<ul style="list-style-type: none"> 無利子 	<ul style="list-style-type: none"> 無利子 	<ul style="list-style-type: none"> 無利子 																																													

(2) 授業料の減免制度

長野県高等学校授業料等徴収条例

第3条 特別の事情により、授業料を納入することが困難な者に対しては、これを減免することができる。

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則

第4条 条例第3条の規定による授業料の減免は、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- (1) 保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であるとき。
- (2) 保護者が地方税法第295条第1項第2号又は同条第3項の規定に該当し、市町村民税が非課税であるとき。
- (3) 保護者の死亡、障害又は傷病等により著しく生活が困難となったとき。
- (4) 災害、生業不振、その他の理由により著しく生活が困難となったとき。
- (5) 母子家庭で著しく生活が困難となったとき。
- (6) その他校長が特に減免の必要があると認めたとき。